

戦没者等のご遺族の皆様へ

戦没者等の遺族に対する

特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)の手続きはお済みですか

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金等を受け取る方がいない場合に、第十一回特別弔慰金として額面25万円(5年償還)の記名国債が支給されます。現在この請求の受け付けを行っています。請求期限が迫っていますので、早めの請求をお願いします。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、次の順番による先順位のご遺族一人が支給対象となります。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方(配偶者)
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等と生計関係を有していた①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹(令和2年4月1日において婚姻により姓が変わっている方又は遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
- 4 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 上記1から4以外の三親等内の親族(例:戦没者等の兄弟姉妹の配偶者、甥姪やおじ・おば等)の方で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方

請求期限

令和5年3月31日(金)まで

- ・請求期間内に請求を行なわないと、時効により特別弔慰金を受けることができません。
- ・郵送による請求ができます。
- ・手続きは請求する方の住民登録のある市町村で行います。

支給の内容

額面25万円 5年償還の記名国債

請求窓口及び請求書類

請求窓口：福祉課 福祉支援室又は溝口分庁舎 分庁総合窓口課

請求書類：①特別弔慰金請求書 ②印鑑等届出書 ③現況申立書
④印鑑 ⑤本人確認できるもの〔例:保険証、運転免許証等〕
⑥戸籍等の添付書類
請求書類①～③は請求窓口に準備しています。

その他

詳細は問い合わせ先や町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL 0859-68-5534

応募要件

- 伯耆町に事業所を有する法人その他の団体及び個人事業者。
- お礼の品は次の要件の全てを満たしている物とする。
 - (1) 伯耆町内で生産、加工又は販売されていること。
 - (2) 伯耆町の魅力PRに繋がる物品であること。
 - (3) 数量的に安定供給が見込めること。
 - (4) 寄附者に安全に送付することができること。

ふるさと納税お礼の品で、全国にPRをしてみませんか。ふるさと納税で寄附をいただいた方へのお礼の品となる、伯耆町の魅力を発信・PRできる地場産品・特産品等を募集します。

応募締切

3月15日(水)

提出・問い合わせ先

鳥取県伯耆町 ふるさと納税担当 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3
TEL 0859-68-3111 / E-mail h_furusato@houki-town.jp

ふるさと納税

お礼の品募集中